

別表									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 ----- (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第82号	平成24年10月 5 日 付け大市大商第33号	平成24年 7 月 6 日	平成22年 2 月25日以前に、本件入試においては本件基準又は平成22年 3 月21日に文書化された「内規」による基準を合否判定に適用するという意志決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当	平成24年 7 月19日付け大市大商第 7 号 不存 在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 8 月 7 日	1 現実に応用している基準を、「適用する」という意思決定が行われていないまま適用していることは理解できない為存在していると考えるのが本来である。 もし事実不存在であれば適用するという意思決定が行われていない試験当日以前に基準を適用して合否判定が行われたことになり重大な事と考えられる為。 2 大阪市立大学は学生募集要項等にも記載されていない本件基準を適用し、合格最低点以上を取っている 5 名を不合格にしている。 しかしながら、本件基準は、合格判定会議と称する教授会において学部長が該当すると発言しているだけである。また、それを記載した教授会記録も大阪市立大学公文書管理規則第17条、18条による手続も行っていない。 ----- 本件入試の合否判定（以下「同判定」という。）は、従前から本件基準を用いて行っており、その内容を平成22年 3 月21日に「内規」の形で文書化したものである。本件基準は昭和50年代より、各年の同判定の基準として用いられており、その適用結果についても各年の教授会記録に記載されているところである。平成22年度の同判定においても、その基準を確認した上で合否判定基準として適用している。 異議申立人に請求の趣旨を確認したところ、決裁文書そのものを求めるという趣旨であり、現実に文書による決裁手続を行っていないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成24年度 諮問受理第83号	平成24年10月 5 日 付け大市大商第34号	平成24年 7 月17日	本件入試合否判定資料中、合否決裁欄に商学部長が決裁印を押しているが、その根拠となる公文書及び意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当企画総務課	平成24年 7 月31日付け大市大商第10号 不存 在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 8 月 7 日	合格者の判定等に用いられたものが意思決定に至るまでの一切の公文書が不存在ということ自体が理解できない。 もし不存在であるということであれば大阪市立大学公文書管理規則第17条及び第18条に違反していると考えられるため。 平成24年度諮問受理第82号の（け）欄の 2 と同じ ----- 異議申立人の請求趣旨は「合格者判定資料中、合否決裁欄に商学部長が決裁印を押しているが、その意思決定に至るまでの」決裁文書そのものを求めるという趣旨である。 そもそも合格者判定資料は教授会の議として作成するものであり、その後合格者判定資料に基づき、合格者の最終的な決定については学長決裁により行っている。 合格者判定資料中の合否決裁欄については、当合格者判定資料が教授会の議として真正であることを示すために商学部教授会の責任者である商学部長が押印しているものであり、学則第42条に規定するとおり、「学部教授会は、次の事項を審議する。」中の第 5 号で「学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項」と定めていることから、教授会の審議事項に基づき教授会の責任者である学部長が押印を行っているものである。 以上のように、合格者判定資料中の合否決裁欄については、学則第42条の規定を根拠に商学部教授会の責任者である商学部長が押印を行っているものであり、決裁文書を作成する必要がないことから、作成していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 ----- (こ) 実施機関の主張
3	平成24年度 諮問受理第84号	平成24年10月 5 日 付け大市大商第35号	平成24年 7 月17日	商学部教授会で審議され決定され会議録に記録されたものが、決裁(文)書として決裁を受けなくても意思決定として有効であるとする事案の意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当企画総務課	平成24年 7 月31日付け大市大商第11号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 8 月 7 日	平成24年度諮問受理第83号と同じ ----- 異議申立人の請求趣旨は「商学部教授会で審議され決定され会議録に記録されたものが、決裁（文）書として決裁を受けなくても意思決定として有効であるとする事案の意思決定に至るまでの」決裁文書そのものを求めるという趣旨である。 学則第42条の審議事項に該当するものについては、教授会で審議、決定された内容を教授会記録という公文書に記載することにより意思決定として有効なものとなり、そもそも決裁文書を作成する必要がないことから、作成していない。
4	平成24年度 諮問受理第85号	平成24年10月 5 日 付け大市大商第36号	平成24年 7 月17日	平成22年 8 月11日付大市大商第19号中（平成22年度）学生募集要項で記載している合格者の決定は「～の内容を総合して行います。」の総合の中に内規も含め総合的に判定を行うという意思決定が入っているという意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当企画総務課	平成24年 7 月31日付け大市大商第12号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 8 月 7 日	平成24年度諮問受理第83号と同じ ----- 異議申立人の請求趣旨は「学生募集要項で記載している合格者の決定は『～の内容を総合して行います。』の総合の中に内規も含め総合的に判定を行うという意思決定が入っているという意思決定に至るまでの」決裁文書そのものを求めるという趣旨である。 合格者の判定方法については学則第42条第 5 号に基づき教授会が審議していることに加え、同第 7 号で「学部の内規の制定及び改廃に関する事項」と定めており、学部教授会の審議事項であるため、決裁文書を作成する必要がないことから、作成していない。
5	平成24年度 諮問受理第86号	平成24年10月 5 日 付け大市大商第37号	平成24年 7 月17日	平成22年12月28日付大市大商第25号中(1)～どのような合否判定方法とするかは教授会の裁量事項となっています。(2)～教授会において内規を制定することも問題なく(3)～どのように適用させるかについても教授会の裁量事項となりますとあるが、それぞれの根拠が明確にわかる一切の公文書及びそれぞれの事案の意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当企画総務課	平成24年 7 月31日付け大市大商第13号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 8 月 7 日	平成24年度諮問受理第83号と同じ ----- 異議申立人の請求趣旨は「(3) (内規を) どのように適用させるかについても教授会の裁量事項となりますとあるが、その根拠が明確にわかる」公文書及び、「(1)～どのような合否判定方法とするかは教授会の裁量事項となっています。(2)～教授会において内規を制定することも問題なく(3)～どのように適用させるかについても教授会の裁量事項となりますとあるが、(1)～(3)それぞれの事案の意思決定に至るまでの」決裁文書そのものを求めるという趣旨である。 前段の公文書に関して、内規の制定及び改廃については学則第42条第 7 号に規定するとおり教授会の審議事項であり、よって内規の適用方法についても教授会の裁量事項であるが、「明確にわかる」という限定が付されているため、特定される公文書は不存在であると判断した。 また、後段の決裁文書については、学則第42条第 5 号及び第 7 号に規定するとおり、学部教授会の審議事項であるため、その意思決定に至るまでの決裁文書を作成する必要がないことから、作成していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 ----- (こ) 実施機関の主張
6	平成24年度 諮問受理第87号	平成24年10月 5 日 付け大市大総務第 61号	平成24年 7 月17日	平成23年 2 月の大阪市立大学との協議の席上提示を受け、後日提供された総務課メモ（3 種類）の意思決定に至るまでの一切の文書	公立大学法人大阪市立大学企画総務課	平成24年 7 月31日付け大市大総務第45号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 8 月 7 日	実施機関の正式見解であるとして署名なつ印までしている公文書の意思決定に至るまでの公文書が一切ないということは理解できない。 もし不存在であるならば大阪市立大学公文書管理規則第17条及び第18条に違反していると考えられる。 平成24年度諮問受理第82号の（け）欄の 2 と同じ ----- 総務課メモ（3 種類）は確かに存在するが、実施機関の担当職員（当時の法人運営本部総務課）が協議の席上で説明を行うための手持ち資料として説明内容を記録したものであり、その性質からして意思決定を経ってから作成するものではないため、総務課メモの内容の意思決定を行った決裁文書は存在しない。 また、総務課メモ（3 種類）のうち 1 種類は、実施機関の担当職員（大学運営本部学務企画課商学部担当）が「これは大阪市立大学の正式見解です。」と記入し署名捺印しているが、これはメモに記載の内容が実施機関の説明内容として真正である旨を示すため、協議の相手方の要請に応じて行ったものであり、前述のとおりそもそも総務課メモは協議の席上において担当職員が説明する内容の記録であるため、（え）欄に記載の旨の公開請求に係る文書は作成していない。
7	平成24年度 諮問受理第88号	平成24年10月 5 日 付け大市大学生第 100号	平成24年 6 月25日	平成22年度大阪市立大学学生募集要項等の合格者の決定（1）欄の「～の内容を総合して行います。」のなかに「商学部前期日程においては本件基準も適用する」という意志決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学生支援課入試担当 学務企画課商学部担当	平成24年 7 月 9 日付け大市大学生第73号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 8 月28日	「総合して」のなかに本件基準も適用するという意味が入っているとはどうしても読み取れないと思われる。 大阪市立大学公文書管理規則では、第 1 条で「この規則は大阪市立大学（以下「法人」という。）における公文書の作成等に関し必要事項を定める」とあり、第 2 条で「公文書とは法人の役職員が職務上作成し、法人の役職員が組織的に用いるもの」と定義している。 第17条では「法人の意思決定に当たっては、事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成した上でこれを実施しなければならない。」とし、続いて第18条では「事案の意思決定を行う場合は、担当職員が意思決定の方針を起案し、意思決定に関与する者及び意思決定につき権限を有する者の押印、署名又は承認を求め、決裁を受けなければならない。」と規程されている。 以上から学部教授会の審議事項で決裁文書を作成する必要があるため、作成していないという主張は同規則を遵守していない行為であると言わざるを得ない。 ----- 異議申立人の請求趣旨は「平成22年度大阪市立大学学生募集要項等の合格者の決定（1）欄の『～の内容を総合して行います。』のなかに『商学部前期日程においては本件基準も適用する』という意思決定を行った」決裁文書そのものを求めるという趣旨である。 学則第42条に規定するとおり、「学部教授会は、次の事項を審議する。」中の第 5 号で「学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項」と定めており、入学者を決定する際の基準については、学部教授会の審議事項であり、（え）欄に記載の旨の公開請求に係る文書に係る決裁文書を作成する必要があるため、作成していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 ----- (こ) 実施機関の主張
8	平成24年度 諮問受理第89号	平成24年10月 5 日 付け大市大商第45号	平成24年 7 月17日	本件入試合格者判定資料中、合否決裁欄に商学部長が決裁印を押しているが、その根拠となる公文書及び意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当企画総務課	平成24年 7 月31日付け大市大商第 8 号 公開決定	学則第42条	平成24年 8 月10日	請求趣旨と異なる資料が公開されたため。 実施機関側の錯誤によるため。 そもそも教授会に合否判定をする決裁権は存在せず（審議の中に決裁権は入っていない）、また合否決裁欄に学部長が真正であることの証として押印していることが、そもそも決裁（事案について、最終的に意思を決定することをいう）という意味を理解していない行為であると言わざるを得ない。 ----- 合格者判定資料中の合否決裁欄に関しては、学則第42条に基づき、商学部教授会の審議結果として真正であることを示すために商学部教授会の責任者である商学部長が押印を行っているものであるため。
9	平成24年度 諮問受理第90号	平成24年10月 5 日 付け大市大商第46号	平成24年 7 月17日	平成22年12月28日付大市大商第25号中(1)～どのような合否判定方法とするかは教授会の裁量事項となっています。(2)～教授会において内規を制定することも問題なく(3)～どのように適用させるかについても教授会の裁量事項となりますとあるが、それぞれの根拠が明確にわかる一切の公文書及びそれぞれの事案の意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当企画総務課	平成24年 7 月31日付け大市大商第 9 号 公開決定	学則第42条	平成24年 8 月10日	平成24年度諮問受理第89号と同じ ----- 「どのような合否判定方法とするかは教授会の裁量事項となっています」の部分の根拠がわかる公文書として、教授会の審議事項を定めた学則第42条第 5 号「学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項」が該当すると判断し、また「教授会において内規を制定することも問題なく」の部分の根拠がわかる公文書として、同じく教授会の審議事項を定めた学則第42条第 7 号「学部の内規の制定及び改廃に関する事項」が該当すると判断した。
10	平成24年度 諮問受理第110号	平成24年11月 2 日 付け大市大総務第75号	平成24年 8 月 7 日	学則第42条の(7)の決裁権が明確にわかる一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学企画総務課	平成24年 9 月20日付け大市大総務第53号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月 2 日	内規の制定等が現実に行われその運用がされているのにその決裁の根拠となるべき一切の公文書が作成されていないのであれば、何を根拠に制定されたかが全くわからなくなる。 学則第42条の学部教授会の「審議」という意味を、何の根拠資料にも基づかずに、決裁権（最終意思決定権）も含まれていると勝手に解釈し、その意思決定（審議権の中に決裁権も含まれるという）もしないまま運用しているが故に、当然その決裁権を明記した文書も存在しえないのである。 よって学則第42条第 7 号に該当する内規を制定し運用しているにもかかわらず、もし実際に、その決裁権を明記した文書も作成せずに、不存在ということであれば、独断により同学則第42条を誤った解釈により運用していると言わざるを得ない。 ----- 学則第42条第 7 号で規定する学部の内規の制定及び改廃に関する事項の意思決定権限を示す文書は、いうまでもなく学則第42条第 7 号そのものである。 よって、学則第42条第 7 号を根拠に、実施機関では学部の内規の制定及び改廃を行っている。しかしながら、異議申立人の請求趣旨は、学則第42条第 7 号そのものを求めるものではなく、その決裁権を明記した文書を求めるものであり、そもそも作成していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 ----- (こ) 実施機関の主張
11	平成24年度 諮問受理第111号	平成24年11月 2 日 付け大市大商第51号	平成24年 9 月11日	別添資料に係る意思決定に至るまでの一切の公文書及びその内容自体の意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学学務企画課商学部担当	平成24年 9 月25日付け大市大商第23号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月 2 日	もし実際に不存在であれば、実施機関においては、大阪市立大学文書管理規則ひいては大阪市文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨を無視した運用を行っていることになり、公立大学法人としては許されざる行為であると言わざるを得ないので、存在していると考えられる。 実施機関が実際に運用している事例に対して大学としての意思決定を行っていないことも驚きだが、大学を代表して対応している人が、その内容を文書にしたためて、署名・捺印までしているものが、もし公文書の手続きを行っていないということになれば、文書は書き放題、出し放題であり、当然その内容に対する責任の所在も不明確なものとなり、それは、大阪市公文書管理条例の趣旨にのっとり、制定されている大阪市立大学公文書管理規則の趣旨にも反するものと考えられる。 ----- 別添資料は、実施機関の担当職員が異議申立人への説明の席上において、異議申立人の強い要望に応じて、口頭による説明内容をその場で記した文書である。よって、別添資料は口頭の説明内容を記した文書に過ぎず、事前もしくは事後に組織として意思決定を行うことを前提としていないものであり、そもそも別添資料に係る決裁文書を作成する必要がないことから、作成していない。 異議申立人の請求趣旨は、「学則第42条の『審議する』の中に、決裁権を含むという意味決定は行っていないが、決裁権を含んだ運用を行っている」という意思決定を行った決裁文書を求めるという趣旨である。実施機関は、現実にそのような文書による決裁手続きを行っておらず、決裁文書は作成していない。
12	平成24年度 諮問受理第112号	平成24年11月 2 日 付け大市大総務第78号	平成24年 9 月11日	平成22年 2 月25日以前において、大阪市立大学の全機関における、平成22年度同大学商学部前期日程入学試験においては「本件基準（内規を含む）」の基準を適用するという、意思決定に至るまでの一切の公文書	公立大学法人大阪市立大学企画総務課学務企画課庶務担当	平成24年 9 月25日付け大市大総務第56号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月 2 日	現実にその申し合せ（内規を含む）を適用して本来であれば合格している 5 名を不合格にしておきながら、それを適用するという意思決定を行っていないということは公立大学として考えられない行為であるため、意思決定文書は存在していると思われる。 教授会において確認されているから文書による決裁手続きを行っておらず、したがって文書が存在しないということは明らかに大阪市立大学公文書管理規則違反、ひいては大阪市公文書管理条例違反につながるものである。 ----- まず、商学部を除く実施機関の全機関においては、そもそも本件入試の合否判定方法を所管しないので、（え）欄に記載の旨の公開請求に係る文書は作成していない。 次に、商学部に関しては、本件基準及び「内規」を合否判定に適用することは教授会において確認されているが、異議申立人の請求趣旨は決裁文書そのものを求めるという趣旨であり、現実に文書による決裁手続きを行っていないことから、（え）欄に記載の旨の公開請求に係る文書は作成しておらず、（か）欄に記載の決定を行った。